

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

## 概要

### 1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

### 2. 施行期日等

#### (1) 施行日

平成22年8月1日

#### (2) 経過措置等

請求の手續等について所要の経過措置を設ける等する。

# 児童扶養手当の支払い時期と所要額について

児童扶養手当を父子家庭へ支給した場合の世帯数及び所要額

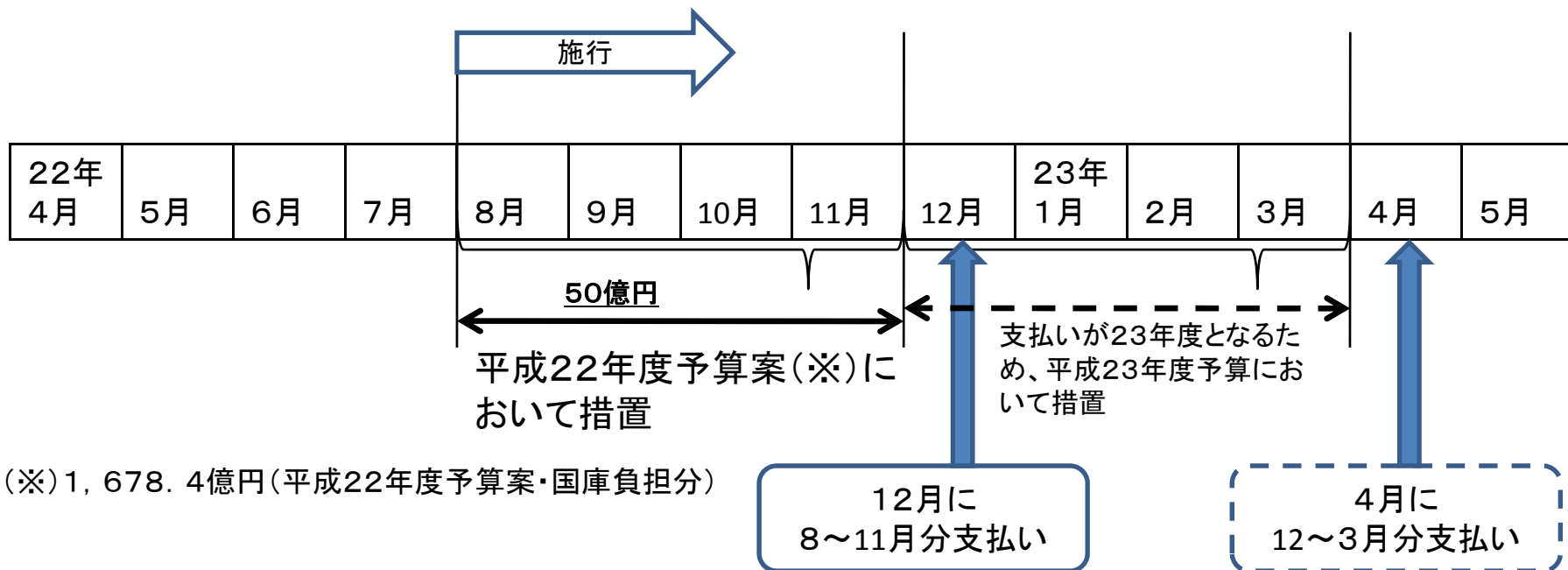
受給見込み数	父子世帯数※	所要額(12ヶ月分)
約10万世帯	約20万世帯	約150億円(国庫)

※ 平成18年度全国母子世帯等調査等による粗い推計

(注) 父子世帯については、平成18年度母子世帯等調査等を基に母子世帯と同じ要件(所得制限等)で父子家庭にも支給するとした場合の推計

○児童扶養手当は、8月、12月、4月を支払い期月としており、支払月の前月までの手当を支払う。

○父子家庭への支給は、平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、8月～11月分の4ヶ月分(50億円)が必要。



(※) 1,678.4億円(平成22年度予算案・国庫負担分)

## 児童扶養手当制度の概要(現行)

### 1. 目的

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

### 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母又は養育する者（祖父母等）。

### 3. 予算額

1,614.6億円（21年度予算・国庫負担分）      1,678.4億円（22年度予算案・国庫負担分。父子も含む）

### 4. 手当の支給主体及び費用負担

- ・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）  
支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3
- ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）      平成21年3月末      387人  
支給主体……国      費用負担……国 10/10

### 5. 手当額（月額）

- ・児童1人の場合      全部支給 41,720円、一部支給 41,710円から9,850円まで
- ・児童2人以上の加算額  
2人目      5,000円  
3人目以降1人につき      3,000円

### 6. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人      全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯)      610.0万円

### 7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)

- ・受給資格者(母のみ)

支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

### 8. 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による遺棄 世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

# 民主党の政権政策マニフェスト(抜粋)

## 2子育て・教育

13. 生活保護の母子加算を復活し、父子家庭にも児童扶養手当を支給する

### 【政策目的】

○ひとり親家庭の自立を支援する。

### 【具体策】

○2009年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する。

○母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

○5年以上の受給者等を対象に行っている児童扶養手当の減額制度を廃止する。

○在宅就労の促進、保育所の優先入所、離婚時の養育費支払の履行確保などの総合的な支援策を講じる。

### 【所要額】

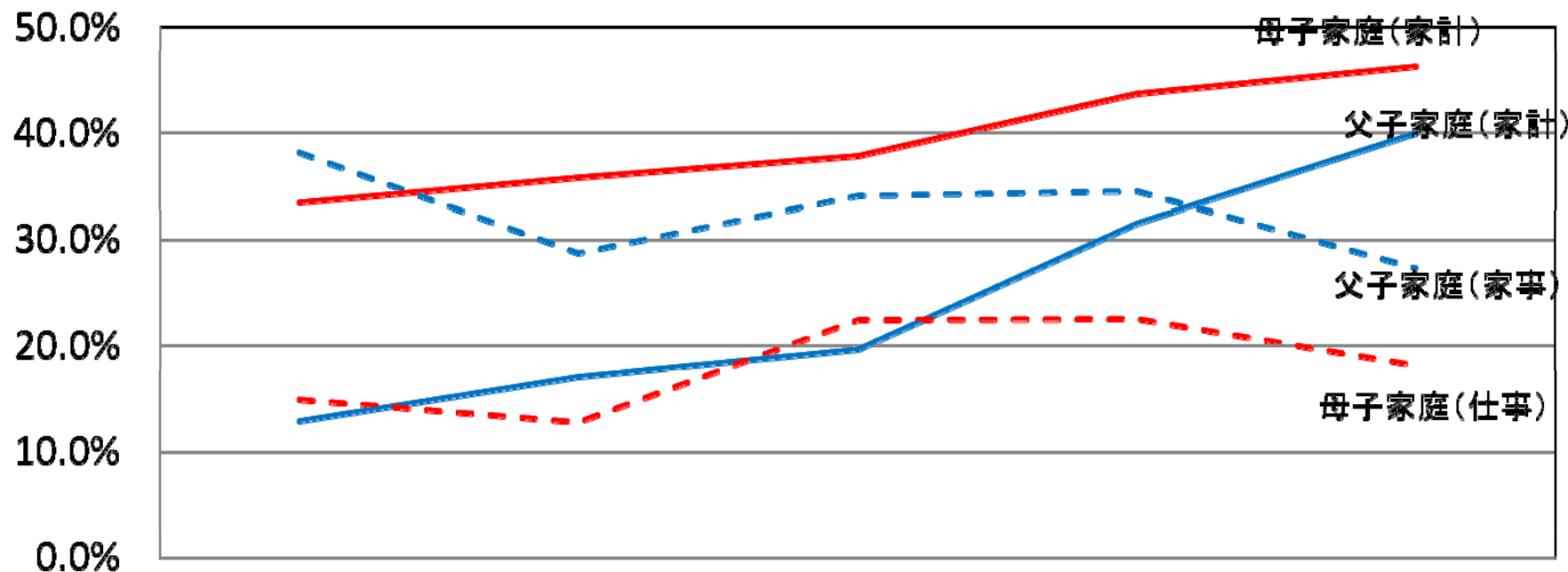
500億円程度

## 母子家庭・父子家庭の状況

		母子家庭	父子家庭	
世帯数(母子のみ、父子のみ世帯)		75万世帯	9.2万世帯	
〔 〕内は母子世帯、父子世帯の粗い推計		〔約120万世帯〕	〔約20万世帯〕	
就業状況		84.5%	97.5%	
	うち常用雇用	42.5%	72.2%	
	うち事業主	4.0%	16.5%	
	うち臨時・パート	43.6%	3.6%	全世帯(年間収入)
平均年間収入		213万円	421万円	564万円
うち就労収入		171万円	398万円	

【出典】「世帯数」のうち、母子のみ、父子のみ世帯は、平成17年国勢調査、〔 〕内は平成18年度全国母子世帯等調査より推計。「全世帯(年間収入)」は国民生活基礎調査(平成18年)による。その他は平成18年度母子世帯等調査による。

# ひとり親家庭の困っていることの内訳



父子家庭の困っていることの内訳

	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年
家事	38.2%	28.8%	34.1%	34.6%	27.4%
健康	15.3%	19.4%	15.6%	8.7%	5.9%
家計	12.9%	17.1%	19.7%	31.5%	40.0%
住居	10.8%	11.8%	12.6%	5.5%	7.4%
仕事	9.6%	4.7%	11.4%	14.2%	12.6%
その他	13.3%	18.2%	6.6%	5.5%	6.7%

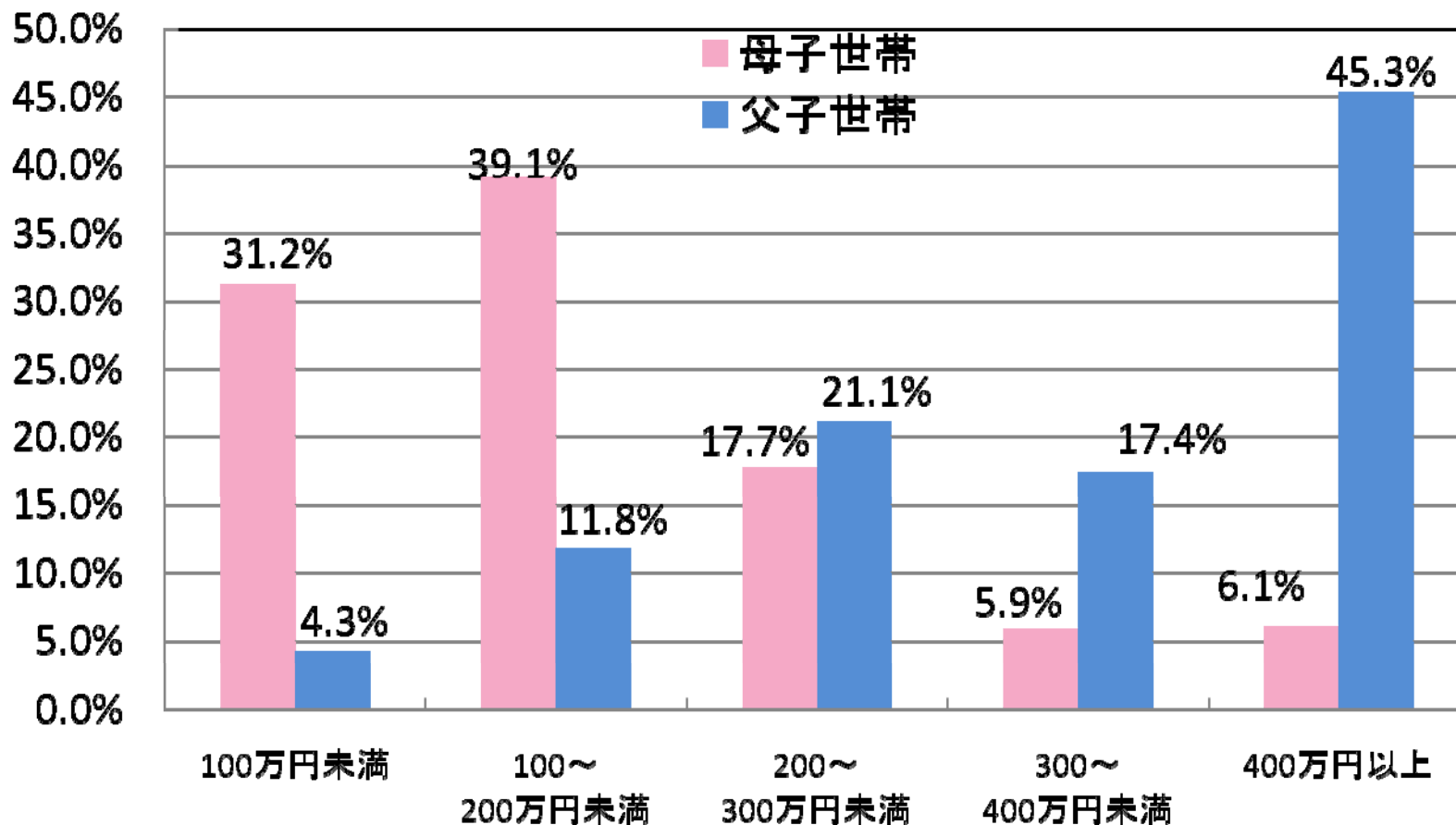
母子家庭の困っていることの内訳

	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年
家計	33.5%	35.8%	37.9%	43.7%	46.3%
健康	21.2%	17.3%	12.6%	10.0%	10.6%
住居	15.2%	23.6%	18.5%	17.4%	12.8%
仕事	14.9%	12.8%	22.4%	22.5%	18.1%
家事	4.2%	2.0%	1.8%	1.1%	1.9%
親族の健康・介護	—	—	—	—	5.0%
その他	11.1%	8.5%	6.8%	5.2%	5.3%

【出典】平成18年度全国母子世帯等調査

父子家庭の「困っていること」の1位  
平成15年度まで・・・「家事」 平成18年度・・・「家計」

## 母子世帯及び父子世帯の年間就労収入の分布(平成17年)



※ 構成割合は母子世帯、父子世帯それぞれにおける割合

※ 「不詳」は除いた値

【出典】平成18年度全国母子世帯等調査

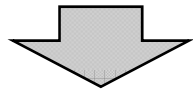
年間就労収入が300万円未満の父子家庭の割合・・・37.2%

# 母子家庭等の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。

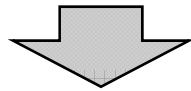
○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



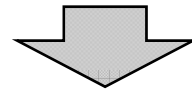
## 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



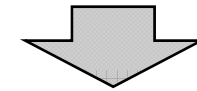
## 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 準備講習付き職業訓練の実施等



## 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進



## 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち「子育てと生活支援」及び「養育費の確保」の◎については、父子家庭も対象

※上記のうち「就業支援」の●については、事業の一部に関して、父子家庭も対象（平成21年度より）



## 貧困率の国際比較（2000年代半ば）①

- 日本の相対的貧困率は、OECD30カ国中27位の水準。
- 「子どもの貧困率」は30カ国中19位であるが、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」では、30位となっている。

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主の年齢が65歳未満の世帯)の貧困率					
	割合	順位	割合	順位	合計		大人が一人		夫婦	
					割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22

(次頁につづく)

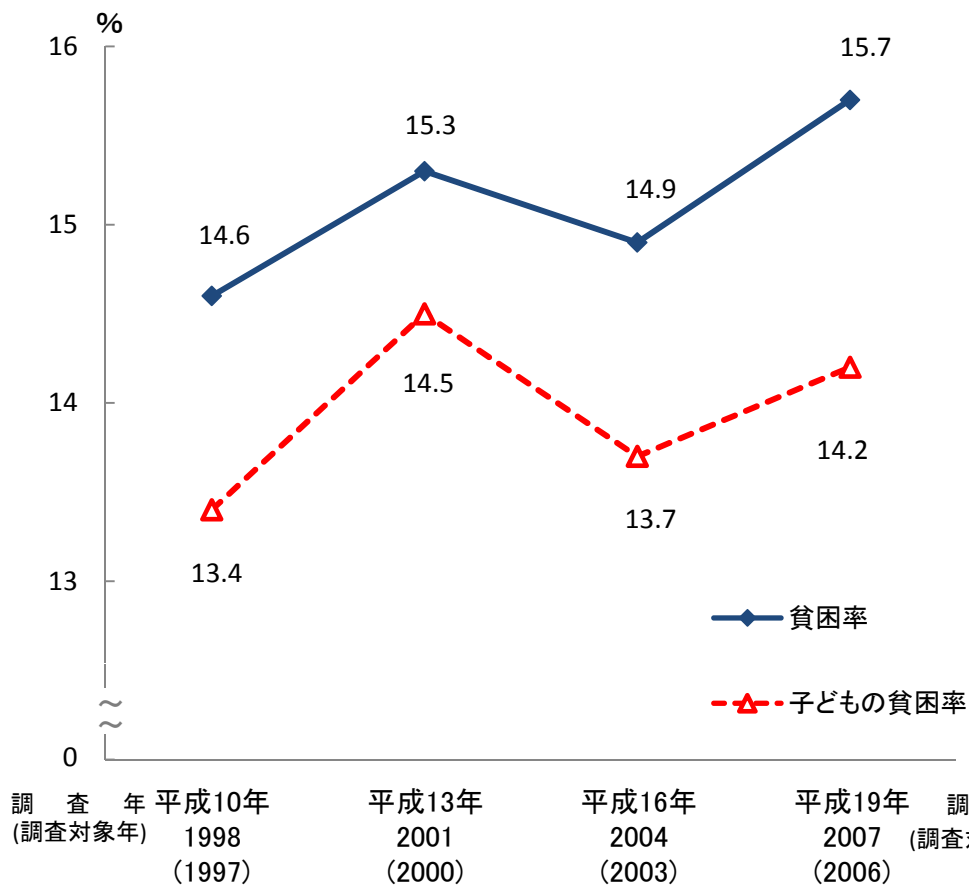
## 貧困率の国際比較（2000年代半ば）②

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主の年齢が65歳未満の世帯)の貧困率					
					合計		大人が一人		夫婦	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25
OECD平均	10.6		14.1		12.0		30.8		5.4	

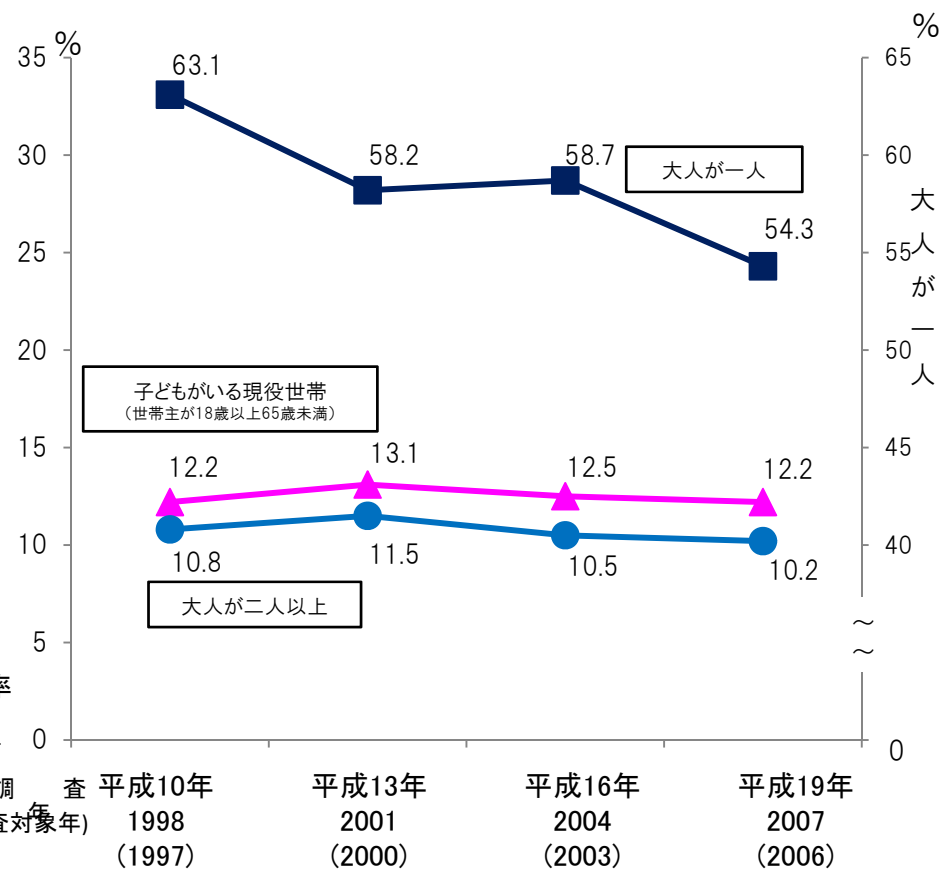
# 相対的貧困率の推移について

- 最新（2007年調査）の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.2%。
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.3%。

相対的貧困率の年次推移



子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率



資料：厚生労働省「相対的貧困率の公表について」（平成21年10月20日）、「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」（平成21年11月13日）